

# 履歴事項全部証明書

東京都昭島市中神町1160番地1  
株式会社エコス

会社法人等番号	0128-01-001936	
商号	株式会社エコス	
本店	東京都昭島市中神町1160番地1	
公告をする方法	電子公告により行う。 http://www.eco-s.co.jp/ ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	平成18年 5月25日変更
		平成18年 6月 7日登記
会社成立の年月日	昭和52年7月22日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>生鮮食料品及び保存食料品等食料品全般の製造、加工並びに販売</u></li> <li>2. <u>塩、たばこ、米穀類、酒類の販売</u></li> <li>3. <u>日用品雑貨、衣料品、化粧品等の販売</u></li> <li>4. <u>郵便切手、収入印紙及び宝くじの委託販売</u></li> <li>5. <u>書籍雑誌、事務用品、玩具の販売</u></li> <li>6. <u>生花、園芸植物及び園芸用品の販売</u></li> <li>7. <u>医師の処方箋による調剤</u></li> <li>8. <u>医薬品、医薬部外品、健康食品、医療用器具、動物用医薬品、動物用医療用具、介護福祉法に基づく特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具、毒物、劇物等の販売</u></li> <li>9. <u>家庭用電気製品、録画用メディア、時計、カメラ、装身具、運動用品、インテリア用品の販売</u></li> <li>10. <u>飲食店、喫茶店、遊技場、クリーニング業及びプレイガイドの経営</u></li> <li>11. <u>不動産の売買、仲介、斡旋、開発、賃貸及び管理並びに動産の賃貸借</u></li> <li>12. <u>損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務</u></li> <li>13. <u>労働者派遣事業、有料職業紹介事業</u></li> <li>14. <u>情報処理システム並びに物流システムの開発及びデータ処理提供に関する業務</u></li> <li>15. <u>スーパーマーケット、ショッピングセンター等の商業施設の建設、経営及び維持管理</u></li> <li>16. <u>一般廃棄物、産業廃棄物の処理及び収集、運搬業</u></li> <li>17. <u>貨物運送事業、宅配便、倉庫業</u></li> <li>18. <u>前払式証票の発行及び取扱に関する業務</u></li> <li>19. <u>前各号に掲げる事業の卸売業、輸出入業、並びに電子商取引及び電子決済サービスに関する事業</u></li> <li>20. <u>クレジットカード事業、電子マネー等の決済代行業並びに金銭の貸付、金銭の貸借の媒介、債務の保証及び引き受け等の金融業</u></li> <li>21. <u>建物保守管理、清掃業務及び警備業務に関するコンサルタント及び代理店業務</u></li> <li>22. <u>財務経理、労務管理等の事務処理、研修事業及び販売促進事業の受託代</u></li> </ol>	

	<p>行</p> <p>23. 発電、売電に関する事業及び代理店業務</p> <p>24. 前各号に掲げる事業の経営指導及び業務委託</p> <p>25. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>令和 1 年 5 月 2 3 日変更 令和 1 年 5 月 3 1 日登記</p>	<p>1. 生鮮食料品及び保存食料品等食料品全般の製造、加工並びに販売</p> <p>2. 塩、たばこ、米穀類、酒類の販売</p> <p>3. 日用品雑貨、衣料品、化粧品等の販売</p> <p>4. 郵便切手、収入印紙及び宝くじの委託販売</p> <p>5. 書籍雑誌、事務用品、玩具の販売</p> <p>6. 生花、園芸植物及び園芸用品の販売</p> <p>7. 医師の処方箋による調剤</p> <p>8. 医薬品、医薬部外品、健康食品、医療用器具、動物用医薬品、動物用医療用具、介護保険法に基づく特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具、毒物、劇物等の販売</p> <p>9. 家庭用電気製品、録画用メディア、時計、カメラ、装身具、運動用品、インテリア用品の販売</p> <p>10. 飲食店、喫茶店、遊技場、クリーニング業及びプレイガイドの経営</p> <p>11. 不動産の売買、仲介、斡旋、開発、賃貸及び管理並びに動産の賃貸借</p> <p>12. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>13. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業</p> <p>14. 情報処理システム並びに物流システムの開発及びデータ処理提供に関する業務</p> <p>15. スーパーマーケット、ショッピングセンター等の商業施設の建設、経営及び維持管理</p> <p>16. 一般廃棄物、産業廃棄物の処理及び収集・運搬業</p> <p>17. 貨物運送事業、宅配便、倉庫業</p> <p>18. 前払式証票の発行及び取扱に関する業務</p> <p>19. 前各号に掲げる事業の卸売業、輸出入業、並びに電子商取引及び電子決済サービスに関する事業</p> <p>20. クレジットカード事業、電子マネー等の決済代行業並びに金銭の貸付、金銭の貸借の媒介、債務の保証及び引き受け等の金融業</p> <p>21. 建物保守管理、清掃業務及び警備業務に関するコンサルタント及び代理店業務</p> <p>22. 財務経理、労務管理等の事務処理、研修事業及び販売促進事業の受託代行</p> <p>23. 発電、売電に関する事業及び代理店業務</p> <p>24. 前各号に掲げる事業の経営指導及び業務委託</p> <p>25. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>令和 2 年 5 月 2 7 日変更 令和 3 年 7 月 2 8 日登記</p>
<p>単元株式数</p>	<p>1 0 0 株</p>	
<p>発行可能株式総数</p>	<p>3 6 0 0 万株</p>	
<p>発行済株式の総数 並びに種類及び数</p>	<p>発行済株式の総数 1 1 6 4 万 8 9 1 7 株</p>	<p>平成 2 9 年 7 月 3 1 日変更 平成 2 9 年 8 月 9 日登記</p>

東京都昭島市中神町1160番地1  
株式会社エコス

資本金の額	金33億1840万9393円	平成29年 7月31日変更
		平成29年 8月 9日登記
新株の引受権の付与に関する規定	当社は、取締役又は従業員に商法第280条ノ19第1項の新株の引受権を与えることができる。	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店 平成17年10月 1日変更 平成17年10月14日登記	
役員に関する事項	取締役 <u>平 富 郎</u>	令和 2年 5月27日重任
		令和 2年 6月 8日登記
	取締役 <u>平 富 郎</u>	令和 3年 5月26日重任
		令和 3年 6月 9日登記
	取締役 <u>平 富 郎</u>	令和 4年 5月26日重任
		令和 4年 6月13日登記
	取締役 <u>平 富 郎</u>	令和 5年 5月25日退任
		令和 5年 6月 7日登記
	取締役 <u>平 邦 雄</u>	令和 2年 5月27日重任
		令和 2年 6月 8日登記
	取締役 <u>平 邦 雄</u>	令和 3年 5月26日重任
		令和 3年 6月 9日登記
	取締役 <u>平 邦 雄</u>	令和 4年 5月26日重任
		令和 4年 6月13日登記
取締役 <u>平 邦 雄</u>	令和 5年 5月25日重任	
	令和 5年 6月 7日登記	
取締役 <u>平 邦 雄</u>	令和 6年 5月22日重任	
	令和 6年 6月 4日登記	

	取締役	<u>村山陽太郎</u>	令和2年5月27日重任
			令和2年6月8日登記
	取締役	<u>村山陽太郎</u>	令和3年5月26日重任
			令和3年6月9日登記
			令和4年5月26日退任
			令和4年6月13日登記
	取締役	<u>高橋正己</u>	令和2年5月27日重任
			令和2年6月8日登記
	取締役	<u>高橋正己</u>	令和3年5月26日重任
			令和3年6月9日登記
			令和4年5月26日退任
			令和4年6月13日登記
取締役	<u>宮崎和美</u>	令和2年5月27日重任	
		令和2年6月8日登記	
取締役	<u>宮崎和美</u>	令和3年5月26日重任	
		令和3年6月9日登記	
		令和4年5月26日退任	
		令和4年6月13日登記	
取締役	<u>飯島朋幸</u>	令和2年5月27日重任	
		令和2年6月8日登記	
取締役	<u>飯島朋幸</u>	令和3年5月26日重任	
		令和3年6月9日登記	
		令和4年5月26日退任	
		令和4年6月13日登記	

<u>取締役</u>	<u>齋藤直之</u>	令和2年5月27日重任
		令和2年6月8日登記
		令和3年5月26日退任
		令和3年6月9日登記
<u>取締役</u>	<u>平典子</u>	令和2年5月27日重任
		令和2年6月8日登記
<u>取締役</u>	<u>平典子</u>	令和3年5月26日重任
		令和3年6月9日登記
<u>取締役</u>	<u>平典子</u>	令和4年5月26日重任
		令和4年6月13日登記
<u>取締役</u>	<u>平典子</u>	令和5年5月25日重任
		令和5年6月7日登記
<u>取締役</u>	<u>平典子</u>	令和6年5月22日重任
		令和6年6月4日登記
<u>取締役</u>	<u>野原信広</u>	令和2年5月27日重任
		令和2年6月8日登記
<u>取締役</u>	<u>野原信広</u>	令和3年5月26日重任
		令和3年6月9日登記
<u>取締役</u>	<u>野原信広</u>	令和4年5月26日重任
		令和4年6月13日登記
<u>取締役</u>	<u>野原信広</u>	令和5年5月25日重任
		令和5年6月7日登記
<u>取締役</u>	<u>野原信広</u>	令和6年5月22日重任
		令和6年6月4日登記

	取締役	藤田昇三	令和2年5月27日重任
			令和2年6月8日登記
	取締役	藤田昇三	令和3年5月26日重任
			令和3年6月9日登記
	取締役	藤田昇三	令和4年5月26日重任
			令和4年6月13日登記
	取締役	藤田昇三	令和5年5月25日重任
			令和5年6月7日登記
	取締役	藤田昇三	令和6年5月22日重任
			令和6年6月4日登記
	取締役	上野潔	令和2年5月27日重任
			令和2年6月8日登記
	取締役	上野潔	令和3年5月26日重任
			令和3年6月9日登記
			令和4年5月26日退任
令和4年6月13日登記			
取締役	芳野幸夫	令和2年5月27日重任	
		令和2年6月8日登記	
取締役	芳野幸夫	令和3年5月26日重任	
		令和3年6月9日登記	
		令和4年5月26日退任	
		令和4年6月13日登記	

<u>取締役</u>	<u>瀧田 勇介</u>	令和 2年 5月27日重任
		令和 2年 6月 8日登記
<u>取締役</u>	<u>瀧田 勇介</u>	令和 3年 5月26日重任
		令和 3年 6月 9日登記
		令和 4年 5月26日退任
		令和 4年 6月13日登記
<u>東京都立川市柴崎町二丁目11番5号</u> <u>代表取締役</u>	<u>平 富 郎</u>	令和 2年 5月27日重任
		令和 2年 6月 8日登記
<u>東京都立川市柴崎町二丁目11番5号</u> <u>代表取締役</u>	<u>平 富 郎</u>	令和 3年 5月26日重任
		令和 3年 6月 9日登記
		令和 4年 5月26日退任
		令和 4年 6月13日登記
<u>東京都立川市柴崎町二丁目11番5号</u> <u>代表取締役</u>	<u>平 邦 雄</u>	令和 2年 5月27日重任
		令和 2年 6月 8日登記
<u>東京都立川市柴崎町二丁目11番5号</u> <u>代表取締役</u>	<u>平 邦 雄</u>	令和 3年 5月26日重任
		令和 3年 6月 9日登記
<u>東京都立川市柴崎町二丁目11番5号</u> <u>代表取締役</u>	<u>平 邦 雄</u>	令和 4年 5月26日重任
		令和 4年 6月13日登記
<u>東京都立川市柴崎町二丁目11番5号</u> <u>代表取締役</u>	<u>平 邦 雄</u>	令和 5年 5月25日重任
		令和 5年 6月 7日登記
<u>東京都立川市柴崎町二丁目11番5号</u> <u>代表取締役</u>	<u>平 邦 雄</u>	令和 6年 5月22日重任
		令和 6年 6月 4日登記
<u>監査役</u>	<u>酒 井 紘 一</u>	平成29年 5月25日重任
		平成29年 6月 1日登記
<u>監査役</u>	<u>酒 井 紘 一</u>	令和 3年 5月26日重任
		令和 3年 6月 9日登記

	監査役	鈴木茂生	平成29年 5月25日就任
	(社外監査役)		平成29年 6月 1日登記
	監査役	鈴木茂生	令和 3年 5月26日重任
	(社外監査役)		令和 3年 6月 9日登記
	監査役	雨宮真歩	平成29年 5月25日就任
	(社外監査役)		平成29年 6月 1日登記
	監査役	雨宮真歩	令和 3年 5月26日重任
	(社外監査役)		令和 3年 6月 9日登記
	会計監査人	アーク有限責任監査法人	令和 2年 5月27日重任
			令和 2年 6月 8日登記
	会計監査人	アーク有限責任監査法人	令和 3年 5月26日重任
			令和 3年 6月 9日登記
	会計監査人	アーク有限責任監査法人	令和 4年 5月26日重任
			令和 4年 6月13日登記
会計監査人	アーク有限責任監査法人	令和 5年 5月25日重任	
		令和 5年 6月 7日登記	
会計監査人	アーク有限責任監査法人	令和 6年 5月22日重任	
		令和 6年 6月 4日登記	
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>取締役又は監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役又は監査役の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から以下の金額を控除した額を限度として、取締役会の決議をもって商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任又は同法第277条の監査役の責任を免除することができる。</p> <p>(1) 取締役会の決議の日の属する営業年度又はその前の各営業年度において、当該取締役又は監査役が報酬その他の職務遂行の対価（当該取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含む。）として当会社から受け、又は受けるべき財産上の利益（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）の額の営業年度ごとの合計額のうち、最も高い額の4年分（ただし、代表取締役にあつては6年分、社外取締役又は監査役にあつては2年分）に相当する額</p> <p>(2) 当該取締役又は監査役が当会社から受けた退職慰労金の額及び使用人を兼ねる場合の使用人としての退職手当取締役を兼ねる期間の職務執行</p>		



	<p>の対価である部分の額並びにこれらの性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に 4（ただし、代表取締役にあつては 6、社外取締役又は監査役にあつては 2）を乗じた額とのいずれか低い額</p> <p>(3) 当該取締役又は監査役が商法第 280 条ノ 2 第 1 項の決議に基づき発行を受けた新株予約権を就任後に行使したときは、行使の時における当会社の株式の時価から当該新株予約権の行使による新株 1 株の発行価額を控除した額に発行を受け、又はこれに代えて移転を受けた株式の数を乗じた額、新株予約権を就任後に譲渡したときは、その価額から新株予約権の発行価額を控除した額に譲渡した権利の数を乗じた額</p>
<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。</p> <p>平成 19 年 5 月 24 日設定 平成 19 年 6 月 6 日登記</p>
<p>新株予約権</p>	<p>第 1 2 回新株予約権 新株予約権の数</p> <p><u>6 0 0 0 個</u> <u>5 9 0 0 個</u> 平成 27 年 4 月 3 0 日変更 平成 27 年 5 月 1 1 日登記</p> <p><u>5 6 6 0 個</u> 平成 28 年 4 月 3 0 日変更 平成 28 年 5 月 1 3 日登記</p> <p><u>5 5 1 0 個</u> 平成 29 年 1 月 3 1 日変更 平成 29 年 2 月 3 日登記</p> <p><u>5 3 9 0 個</u> 平成 29 年 2 月 2 8 日変更 平成 29 年 3 月 2 2 日登記</p> <p><u>5 3 6 0 個</u> 平成 29 年 7 月 3 1 日変更 平成 29 年 8 月 9 日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p><u>普通株式</u> <u>6 0 万株（新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数 1 0 0 株）</u> なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数を切り捨てる。</p> <p><u>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率</u> また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。</p> <p><u>普通株式</u> <u>5 9 万株（新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数 1 0 0 株）</u> なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数を切り捨てる。</p>

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成27年 4月30日変更 平成27年 5月11日登記

普通株式

56万6000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成28年 4月30日変更 平成28年 5月13日登記

普通株式

55万1000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成29年 1月31日変更 平成29年 2月 3日登記

普通株式

53万9000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成29年 2月28日変更 平成29年 3月22日登記

普通株式

53万6000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成29年 7月31日変更 平成29年 8月 9日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に100株を乗じた金額とし、当初6万5900円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \frac{\text{調整前1株当り払込金額} \times 1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は1株当たり払込金額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年6月1日から平成30年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

(払込価額及び行使期間を除く。)

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書の承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成21年 5月22日発行

平成21年 6月 1日登記

第13回新株予約権

新株予約権の数

6000個

5900個

5660個

5520個

5320個

5220個

平成27年 1月31日変更	平成27年 2月13日登記
平成27年 2月28日変更	平成27年 3月12日登記
平成27年 7月31日変更	平成27年 8月 7日登記
平成27年11月30日変更	平成27年12月10日登記
平成28年 1月31日変更	平成28年 2月 5日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式

60万株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

普通株式

59万株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成27年 1月31日変更 平成27年 2月13日登記

普通株式

56万6000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成27年 2月28日変更 平成27年 3月12日登記

普通株式

55万2000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成27年 7月31日変更 平成27年 8月 7日登記

普通株式

53万2000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目

的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成27年11月30日変更 平成27年12月10日登記

普通株式

52万2000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成28年1月31日変更 平成28年2月5日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に100株を乗じた金額とし、当初5万7000円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。  
調整後1株

当たり払込金額＝調整前1株当たり払込金額×1／分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は1株当たり払込金額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年6月1日から平成31年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

（払込価額及び行使期間を除く）

- （1）新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。
- （2）新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- （3）新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書の承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成22年 6月30日発行

平成22年 7月13日登記

	<p>第14回新株予約権 新株予約権の数</p> <p><u>6000個</u> <u>5300個</u> <u>5200個</u> <u>5100個</u> <u>4960個</u> <u>4860個</u> <u>200個</u></p> <p>平成25年 8月31日変更 平成25年10月 2日登記 平成25年 9月30日変更 平成25年10月29日登記 平成25年11月30日変更 平成25年12月 5日登記 平成25年12月31日変更 平成26年 1月 9日登記 平成27年 1月31日変更 平成27年 2月13日登記 平成27年10月31日変更 平成27年11月17日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p><u>普通株式</u> <u>60万株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）</u> なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。 <u>調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率</u> また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。</p> <p><u>普通株式</u> <u>53万株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）</u> なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。 <u>調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率</u> また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。</p> <p>平成25年 8月31日変更 平成25年10月 2日登記</p> <p><u>普通株式</u> <u>52万株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）</u> なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。 <u>調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率</u> また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。</p> <p>平成25年 9月30日変更 平成25年10月29日登記</p>
--	--



普通株式

51万株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成25年11月30日変更 平成25年12月 5日登記

普通株式

49万6000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成25年12月31日変更 平成26年 1月 9日登記

普通株式

48万6000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成27年 1月31日変更 平成27年 2月13日登記

普通株式

2万株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成27年10月31日変更 平成27年11月17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に100株を乗じた金額とし、当初4万4600円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。  
調整後1株

当たり払込金額 = 調整前1株当たり払込金額 × 1 / 分割または併合の比率  
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は1株当たり払込金額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年6月1日から平成32年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

(払込価額及び行使期間を除く)

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書の承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成23年 6月30日発行

平成23年 7月 8日登記

第15回新株予約権

新株予約権の数

6000個

5770個

平成26年 7月31日変更 平成26年 8月 8日登記

5570個

平成26年 8月31日変更 平成26年 9月 8日登記

5330個

平成26年11月30日変更 平成26年12月12日登記

5100個

平成26年12月31日変更 平成27年 1月14日登記

4830個

平成27年 1月31日変更 平成27年 2月13日登記

4820個

平成27年11月30日変更 平成27年12月10日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式

60万株 (新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率



また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

普通株式

57万7000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成26年 7月31日変更 平成26年 8月 8日登記

普通株式

55万7000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成26年 8月31日変更 平成26年 9月 8日登記

普通株式

53万3000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成26年11月30日変更 平成26年12月12日登記

普通株式

51万株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成26年12月31日変更 平成27年 1月14日登記

普通株式

48万3000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成27年 1月31日変更 平成27年 2月13日登記

普通株式

48万2000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成27年11月30日変更 平成27年12月10日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に100株を乗じた金額とし、当初5万1000円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

調整後1株当 調整前1株当 1

たり払込金額＝たり払込金額×

分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は1株当たり払込金額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年6月1日から平成33年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

（払込価額及び行使期間を除く。）

- （1）新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。
- （2）新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- （3）新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書の承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成24年 6月29日発行

平成24年 7月 5日登記

第16回新株予約権

新株予約権の数

6000個

5900個

5660個

5610個

5560個

5500個

5390個

5370個

5340個

平成27年 7月31日変更

平成27年 8月 7日登記

平成27年11月30日変更

平成27年12月10日登記

平成28年 2月29日変更

平成28年 3月15日登記

平成28年 8月31日変更

平成28年 9月 2日登記

平成28年 9月30日変更

平成28年10月 3日登記

平成28年11月30日変更

平成28年12月 1日登記

平成28年12月31日変更

平成29年 1月10日登記

平成29年 2月28日変更

平成29年 3月22日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式

60万株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

普通株式

59万株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成27年 7月31日変更 平成27年 8月 7日登記

普通株式

56万6000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成27年11月30日変更 平成27年12月10日登記

普通株式

56万1000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成28年 2月29日変更 平成28年 3月15日登記

普通株式

55万6000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成28年 8月31日変更 平成28年 9月 2日登記

普通株式

55万株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成28年 9月30日変更 平成28年10月 3日登記

普通株式

53万9000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成28年11月30日変更 平成28年12月1日登記

普通株式

53万7000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成28年12月31日変更 平成29年1月10日登記

普通株式

53万4000株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成29年2月28日変更 平成29年3月22日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に100株を乗じた金額とし、当初6万500円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

調整後1株当たり払込金額＝調整前1株当たり払込金額×1/分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は1株当たり払込金額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年6月1日から平成34年5月31日まで



新株予約権の行使の条件

(払込価額及び行使期間を除く)

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書の承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成 2 5 年 6 月 2 8 日発行

平成 2 5 年 7 月 8 日登記

第 1 7 回新株予約権

新株予約権の数

6 0 0 0 個

5 9 0 0 個

平成 2 9 年 1 月 3 1 日変更 平成 2 9 年 2 月 3 日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式

6 0 万株 (新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数 1 0 0 株)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

普通株式

5 9 万株 (新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数 1 0 0 株)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

平成 2 9 年 1 月 3 1 日変更 平成 2 9 年 2 月 3 日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

当該時点における目的株式数 1 株当たりの払込金額に 1 0 0 株を乗じた金額とし、当初 7 万 4 9 0 0 円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により 1 株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

調整後1株当たり払込金額＝調整前1株当たり払込金額×1／分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は1株当たり払込金額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月1日から平成35年6月30日まで

新株予約権の行使の条件

(払込価額及び行使期間を除く)

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

会社为新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書の承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成26年 6月30日発行

平成26年 7月 8日登記

第18回新株予約権

新株予約権の数

2000個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式

20万株（新株予約権1個あたりの目的たる株式数100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に100株を乗じた金額とし、当初10万500円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

調整後1株当たり払込金額＝調整前1株当たり払込金額×1／分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は1株当たり払込金額を調整することができる。

	<p>新株予約権を行使することができる期間 平成29年7月1日から平成36年6月30日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件 (払込価額及び行使期間を除く)</p> <p>(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。</p> <p>(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(3) その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。</p> <p>(4) 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社が消滅会社となる合併契約書の承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>	<p>平成27年 6月30日発行</p> <p>平成27年 7月16日登記</p>
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記</p>
<p>監査役設置会社に関する事項</p>	<p>監査役設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記</p>
<p>監査役会設置会社に関する事項</p>	<p>監査役会設置会社</p>	<p>平成18年 6月 7日登記</p>
<p>会計監査人設置会社に関する事項</p>	<p>会計監査人設置会社</p>	<p>平成18年 6月 7日登記</p>
<p>登記記録に関する事項</p>	<p>平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により</p>	<p>平成16年 8月 9日移記</p>



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局立川出張所管轄)

令和 6年 8月 5日

名古屋法務局  
登記官

内 田 清

